

地域保育所の無償化について

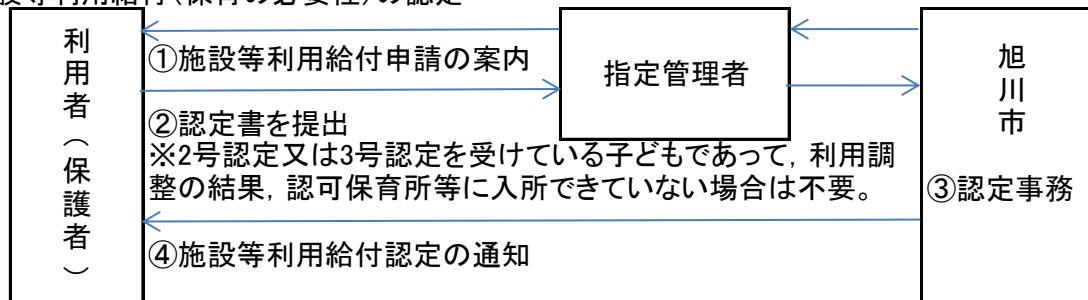
1 地域保育所の概要

地域保育所は、公立の認可外保育所で、平成31年4月1日現在12施設あり、休所を除き8施設42人の児童が入所。現在指定管理者制度により運営しており、2歳から5歳までを受入。保育料は認可保育所同様、市町村民税の所得割額等により決定し、0円～27,600円。

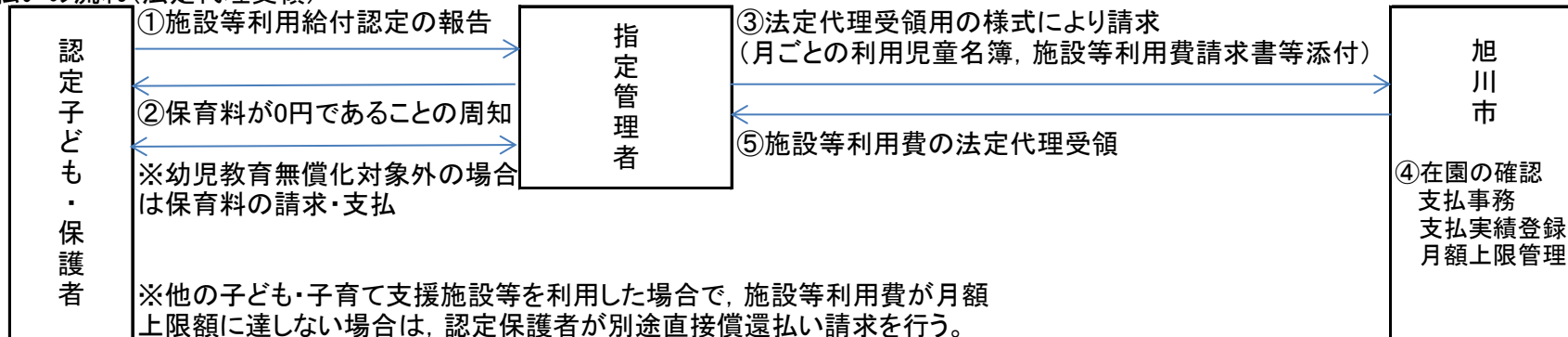
2 対象～認可外保育施設と同様

保育の必要性がある3歳から5歳までの子ども(月額3.7万円まで)及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども(月額4.2万円まで)について、保育料を無償化する。

3 施設等利用給付(保育の必要性)の認定



4 支払いの流れ(法定代理受領)



5 条例の改正概要

旭川市地域保育所条例は施設の概要や指定管理に関すること、保育料の設定基準等について制定しており、そのうち保育料の設定基準について、無償化する内容で改正(施行日:令和元年10月1日)。